

静学給浜 第48号
平成28年9月15日

学校給食用物資納入業者 様

公益財団法人静岡県学校給食会
浜松支部事務局長 花島宗一郎

平成29・30年度学校給食用物資納入業者登録申請手続きについて（通知）

中秋の候、皆様におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より学校給食用物資の安定供給に御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、本会浜松支部学校給食用物資納入業者は2年毎登録を行っていますが、本年度をもって更新となります。

つきましては、平成29・30年度の学校給食用物資納入業者登録の申請手続きを別紙「登録方針」に基づいて執り行いますのでお知らせします。

※問い合わせ先

〒433-8104

静岡県浜松市北区東三方町149-2

浜松市教育会館 2F

公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部

電話：053-482-8751

Fax：053-482-8752

平成29・30年度学校給食用物資納入業者登録方針

公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部

1 納入業者の対象物資

- (1) 一般食品A（加工品類・種実類・豆類・海藻類・乾物類・油脂類・香辛料等）
- (2) 一般食品B（調味料等）
- (3) 青果物（野菜類・果実類・きのこ類等）
- (4) 食肉（鶏肉・豚肉・牛肉等）
- (5) 豆腐（豆腐・油揚げ類等）
- (6) 鮮魚（生魚・冷凍解凍類等）
- (7) 練製品（魚介加工品等）
- (8) 鶏卵
- (9) 蒟蒻
- (10) 乳酸飲料（乳酸飲料・嗜好飲料類等）

2 申請のできる納入業者

- (1) 本年度、登録されている納入業者で引き続き登録を受けようとする者
- (2) 新たに、登録を受けよう并希望する納入業者で、浜松支部が必要と認める者

3 申請の手続き

- (1) 申請手続き関係書類
 - 平成28年9月15日（木）より（現登録業者に会合等で配付または郵送）
 - ホームページに掲載
- (2) 提出書類（各1通）
 - ① 申請書
 - ② 申請者調査書
 - ③ 市民税納税証明書
 - ④ 保健所の食品衛生監視採点証明書（該当する納入業者）
- (3) 提出期間
 - 受付開始 平成28年10月24日（月）
 - 受付終了 平成28年11月25日（金）
 - 受付時間 午前8時30分～午後4時30分
- (4) 申請書類の提出先
公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部
浜松市北区東三方町149-2 浜松市教育会館2階
- (5) その他
申請書の受付は、郵送では行っておりません。

4 納入業者の選定

納入業者の選定は、「公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部学校給食用物資納入業者登録実施要領」に基づいて行う。

(1) 申請者現地調査（浜松支部で抽出した業者）

平成28年11月21日（月）から12月9日（金）

(2) 納入業者登録審査会

平成29年1月20日（金）

(3) 納入業者登録通知書の送付

平成29年1月31日（火）

(4) 誓約書提出期日

平成29年2月17日（金）（納入登録業者説明会に持参）

5 納入登録業者説明会

平成29年2月17日（金）午後2時から

6 納入業者の登録期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（2年間）

7 その他

給食物資の納入価格の決定方法、規格基準等の具体的内容は、別途定めによる。

<問い合わせ先>

〒433-8104

静岡県浜松市北区東三方町149-2

浜松市教育会館 2F

公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部

電話：053-482-8751

Fax：053-482-8752

公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部学校給食用物資納入業者登録実施要領

静岡県学校給食会浜松支部
(平成24年4月1日)

第1条 目的

公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部（以下「浜松支部」という）が取り扱う学校給食用物資を納入する者の登録に関する事項を定め、適切な物資の供給を図るためこの要領を定める。

第2条 納入業者登録申請条件

納入業者の登録を申請する者は、次の条件を具備しなければならない。

(1) 立地条件

ア 浜松市内、またはその近隣に営業所があること。

イ 製造加工を要する食品については、浜松市内またはその近隣に製造加工の設備があること。ただし前記地区内で製造加工ができず、あるいは必要の数量の調達が困難な食品はこの限りではない。

(2) 経営規模

ア 相当の資本で経営され、相当額の販売実績をあげていること。

イ 相当数の常雇従業員を有し、常時営業を続けていること。

ウ 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、輸送能力および電話施設があること。

(3) 信用状況

ア 営業経歴が正常で、経営状態が良好であること。

イ 確実な取引先を有し、広範囲に販売されていること。

ウ 食品に関する法律、並びに諸規程が遵守されていること。

エ 2年以上同種の営業を継続していること。ただし理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。

オ 納税義務が完全に履行されていること。

(4) 衛生状態

ア 保健所の衛生監視成績が良好であること。（※食品衛生監視採点証明書82点以上）

イ 従業員の健康管理が十分行われていること。

ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

(5) 供給能力、その他

ア 仕入および製造、加工能力が相当広大で、所要量をみたしうること。

イ 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できること。

ウ 学校給食をよく理解し、誓約書に記載された内容を遵守すること。

第3条 申請書の提出

浜松支部学校給食用物資納入業者の登録を受けようとする者は、この要領第2条に定める納入業者登録申請条件に適合し、かつ浜松支部がその必要と認めた者とする。

2 前項の規定に基づき、登録を受けようとする者（以下「申請者」という）は、浜松支部給食物資納入業者登録申請書（様式1号）に同申請書記載の添付書類を添え、浜松支部に提出しなければならない。

第4条 納入業者の決定

前条による申請書を受領したときは、物資調達委員会において、下記事項につき審査し、学校給食用物資の納入業者として適当であるか否かを決定しなければならない。

- (1) 施設および設備
- (2) 資力および信用程度
- (3) 従業員および輸送力
- (4) 衛生状態その他

2 物資調達委員会は、納入業者の適否の判定を付して理事長に報告するものとする。

第5条 納入業者の登録

理事長は前条により適格者と決定された者に対しては、浜松支部学校給食用物資納入業者登録通知書（様式2号）を交付する。

- 2 登録通知書の交付を受けた業者は誓約書（様式3号）を理事長に提出しなければならない。
- 3 浜松支部は、誓約書を提出した業者を浜松支部学校給食用物資登録業者（以下「登録業者」という）として台帳に登録し、浜松支部の取引の相手とする。

第6条 納入業者の登録期限

納入業者の登録期限は、指定した2年間とする。ただし、理事長は必要に応じて登録期限を短縮することができる。

第7条 登録の取消及び変更

登録業者が次の各号の一に該当する場合には、物資調達委員会に諮り登録を取消することができる。

- (1) 浜松支部との契約及び支部の指示に違反したとき
- (2) 登録基準に適合しなくなったとき
- (3) 法規又は監督庁の命令により業務の執行を停止させられたとき
- (4) 納入業者から登録辞退の申出があったとき
- (5) 平素の製品が著しく不良のとき
- (6) その他理事長が特に、登録の取消または変更の必要を認めたとき

2 登録業者は次に掲げる事項に該当した場合は、すみやかに浜松支部に届け出なければならない。

- (1) 身分上に変動を生じたとき
- (2) 業務内容に異動を生じたとき
- (3) 取扱品目を変更するとき
- (4) 事業所内に伝染病が発生したとき

第8条 登録業者の調査

浜松支部は登録業者の給食物資取り扱い状況に関し、必要に応じ調査、または報告を求めることができる。

第9条 この要領は、平成24年4月1日より実施する。